

○内閣府令第 号  
経済産業省

株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第五十一条第三項の規定に基づき、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年三月 日

内閣総理大臣 安倍 晋三

財務大臣 麻生 太郎

経済産業大臣 梶山 弘志

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年内閣府令第一号）

）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対

象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

送 出 先	送 出 先
<p>別紙様式第1号(第81条第1項関係) (日本産業規格A4)</p> <p>中間業務報告書 第 期中 ( 年 月 日から ) 株式会社 商工組合中央金庫</p> <p>殿</p> <p>住 所 株式会社 商工組合中央金庫 代表取締役 氏 名 印</p> <p>年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。</p> <p>目 次</p> <p>[第1～第7 略] (記載上の注意) [1～6 略]</p> <p>第1 第 期中 ( 年 月 日から ) 中間事業概況書</p> <p>[1～5 略]</p> <p>6 自己資本比率の状況 [国際統一基準に係る単体自己資本比率] [表略] (記載上の注意) [1.～6. 略]</p> <p>[資本バットナー比率のうちカウンター・シクリカル・バットナー比率]</p> <p>当中間期末 前期末</p>	<p>別紙様式第1号(第81条第1項関係) (日本産業規格A4)</p> <p>中間業務報告書 第 期中 ( 年 月 日から ) 株式会社 商工組合中央金庫</p> <p>殿</p> <p>住 所 株式会社 商工組合中央金庫 代表取締役 氏 名 印</p> <p>年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。</p> <p>目 次</p> <p>[第1～第7 同左] (記載上の注意) [1～6 同左]</p> <p>第1 第 期中 ( 年 月 日から ) 中間事業概況書</p> <p>[1～5 同左]</p> <p>6 自己資本比率の状況 [国際統一基準に係る単体自己資本比率] [同左] (記載上の注意) [1.～6. 同左]</p> <p>[資本バットナー比率のうちカウンター・シクリカル・バットナー比率]</p> <p>当中間期末 前期末</p>

エクスポージャーの所在国・地域	カウンターのシクリカル・バツアの水準の計算に用いた	各国・地域の金融当局が定める比率(%)	適用されるカウンターのシクリカル・バツアの比率	適用されるカウンターのシクリカル・バツアの比率(経過措置ペー	カウンターのシクリカル・バツアの水準の計算に用いた	各国・地域の金融当局が定める比率(%)	適用されるカウンターのシクリカル・バツアの比率	適用されるカウンターのシクリカル・バツアの比率(経過措置ペー
	地域の信用リス				地域の信用リス			
	の合計額(百万円)				の合計額(百万円)			
[略]								
合計								

(記載上の注意)  
 [1~4 略]  
 [削る。]

5 本表に定める各項目につき、該当する額が無い場合は行を削除せず、0と

エクスポージャーの所在国・地域	カウンターのシクリカル・バツアの水準の計算に用いた	各国・地域の金融当局が定める比率(%)	適用されるカウンターのシクリカル・バツアの比率	適用されるカウンターのシクリカル・バツアの比率(経過措置ペー	カウンターのシクリカル・バツアの水準の計算に用いた	各国・地域の金融当局が定める比率(%)	適用されるカウンターのシクリカル・バツアの比率	適用されるカウンターのシクリカル・バツアの比率(経過措置ペー
	地域の信用リス				地域の信用リス			
	の合計額(百万円)				の合計額(百万円)			
[同左]								
合計								

[1~4 同左]

5 「適用されるカウンター・シクリカル・バツアの比率(%) (経過措置ペー

ス)」は、平成28年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バツアの比率に100分の25を乗じて得た比率、平成29年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バツアの比率に100分の50を乗じて得た比率、平成30年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バツアの比率に100分の75を乗じて得た比率をそれぞれ記載すること(小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位までを記載)。

[加える。]

記載すること。

[単体自己資本比率の補完的指標である単体レバレッジ比率]

[表略]

(記載上の注意)

[1・2 略]

[第2～第7 略]

[単体自己資本比率の補完的指標である単体レバレッジ比率]

[同左]

(記載上の注意)

[1・2 同左]

[第2～第7 同左]

別紙様式第2号 (第81条第2項関係)

(日本産業規格A4)

業 務 報 告 書

第 期 ( 年 月 日から )

株式会社 商工組合中央金庫

年 月 日

殿

住 所

株式会社 商工組合中央金庫

代表取締役 氏 名 印

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を

次のとおり報告します。

目 次

[第1～第7 略]

(記載上の注意)

[1～6 略]

第1 第 期 ( 年 月 日から ) 事業概況書

[1～13 略]

14 自己資本比率の状況

[国際統一基準に係る単体自己資本比率]

[表略]

(記載上の注意)

[1. ～6. 略]

別紙様式第2号 (第81条第2項関係)

(日本産業規格A4)

業 務 報 告 書

第 期 ( 年 月 日から )

株式会社 商工組合中央金庫

年 月 日

殿

住 所

株式会社 商工組合中央金庫

代表取締役 氏 名 印

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を

次のとおり報告します。

目 次

[第1～第7 同左]

(記載上の注意)

[1～6 同左]

第1 第 期 ( 年 月 日から ) 事業概況書

[1～13 同左]

14 自己資本比率の状況

[国際統一基準に係る単体自己資本比率]

[同左]

(記載上の注意)

[1. ～6. 同左]

〔資本バットナー比率のうちカウンター・シクリカル・バットナー比率〕

エクス ポー ジ ヤー の 所 在 国・ 地 域	当期末				前期末			
	カウン ター・ シクリ カル・ バット ナーの 標準の 計算に 用いた 各国・ 地域 の信用 リス ク・ アセ ツ トの額 の合計 額(百 万円)	各国・ 地域の 金融当 局が定 める比 率(%)	適用さ れるカ ウンタ ー・シ クリカ ル・バ ットナ ー比率 (%)	適用さ れるカ ウンタ ー・シ クリカ ル・バ ットナ ー比率 (%) (経 過措置 ペー ス)	カウン ター・ シクリ カル・ バット ナーの 標準の 計算に 用いた 各国・ 地域 の信用 リス ク・ アセ ツ トの額 の合計 額(百 万円)	各国・ 地域の 金融当 局が定 める比 率(%)	適用さ れるカ ウンタ ー・シ クリカ ル・バ ットナ ー比率 (%)	適用さ れるカ ウンタ ー・シ クリカ ル・バ ットナ ー比率 (%) (経 過措置 ペー ス)
[略]								
合計								

(記載上の注意)

〔1～4 略〕

〔割る。〕

〔資本バットナー比率のうちカウンター・シクリカル・バットナー比率〕

エクス ポー ジ ヤー の 所 在 国・ 地 域	当期末				前期末			
	カウン ター・ シクリ カル・ バット ナーの 標準の 計算に 用いた 各国・ 地域 の信用 リス ク・ アセ ツ トの額 の合計 額(百 万円)	各国・ 地域の 金融当 局が定 める比 率(%)	適用さ れるカ ウンタ ー・シ クリカ ル・バ ットナ ー比率 (%)	適用さ れるカ ウンタ ー・シ クリカ ル・バ ットナ ー比率 (%) (経 過措置 ペー ス)	カウン ター・ シクリ カル・ バット ナーの 標準の 計算に 用いた 各国・ 地域 の信用 リス ク・ アセ ツ トの額 の合計 額(百 万円)	各国・ 地域の 金融当 局が定 める比 率(%)	適用さ れるカ ウンタ ー・シ クリカ ル・バ ットナ ー比率 (%)	適用さ れるカ ウンタ ー・シ クリカ ル・バ ットナ ー比率 (%) (経 過措置 ペー ス)
[同左]								
合計								

(記載上の注意)

〔1～4 同左〕

5 「適用されるカウンター・シクリカル・バットナー比率 (%)」(経過措置ベース)は、平成28年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バットナー比率に100分の25を乗じて得た比率、平成29年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バットナー比率に100分の50を乗じて得た比率、平成30年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バットナー比率に100分の75を乗じて得た比率をそれぞれ記載すること(小数点第3位以下を切り捨て小

5 本表に定める各項目につき、該当する額が無い場合は行を削除せず、0と記載すること。

〔単体自己資本比率の補完的指標である単体レバレッジ比率〕

〔表略〕

(記載上の注意)

〔1・2 略〕

〔第2～第7 略〕

別紙様式第3号(第81条第3項関係)

(日本産業規格A4)

中間連結業務報告書

( )  
年 月 日から  
年 月 日まで

株式会社 商工組合中央金庫

年 月 日

殿

住所

株式会社 商工組合中央金庫

代表取締役 氏 名 印

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目次

〔第1・第2 略〕

(記載上の注意)

〔1～5 略〕

第1 ( ) 中間事業概況書  
年 月 日から  
年 月 日まで

〔1・2 略〕

3 連結自己資本比率の状況

〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕

〔表略〕

数点第2位までを記載)。

〔加える。〕

〔単体自己資本比率の補完的指標である単体レバレッジ比率〕

〔同左〕

(記載上の注意)

〔1・2 同左〕

〔第2～第7 同左〕

別紙様式第3号(第81条第3項関係)

(日本産業規格A4)

中間連結業務報告書

( )  
年 月 日から  
年 月 日まで

株式会社 商工組合中央金庫

年 月 日

殿

住所

株式会社 商工組合中央金庫

代表取締役 氏 名 印

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目次

〔第1・第2 同左〕

(記載上の注意)

〔1～5 同左〕

第1 ( ) 中間事業概況書  
年 月 日から  
年 月 日まで

〔1・2 同左〕

3 連結自己資本比率の状況

〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕

〔同左〕

(記載上の注意)

[1.～6. 略]

[資本バットフナー比率のうちカウンタター・シクリカル・バットフナー比率]

エクス ポージ ヤーの 所在 国・地 域	当中間期末			前期末				
	カウン ター・ シクリ カル・ バット フナーの 水準の 計算に 用いた 各国・ 地域の 信用リ スク・ アセッ トの額 の合計 額(百 万円)	各国・ 地域の 金融当 局が定 める比 率(%)	適用さ れるカ ウンタ ー・シ クリカ ル・バ ットフ ナーア ー比率 (%)	適用さ れるカ ウンタ ー・シ クリカ ル・バ ットフ ナーア ー比率 (%) (経 過措置 ペー ス)	カウン ター・ シクリ カル・ バット フナーの 水準の 計算に 用いた 各国・ 地域の 信用リ スク・ アセッ トの額 の合計 額(百 万円)	各国・ 地域の 金融当 局が定 める比 率(%)	適用さ れるカ ウンタ ー・シ クリカ ル・バ ットフ ナーア ー比率 (%)	適用さ れるカ ウンタ ー・シ クリカ ル・バ ットフ ナーア ー比率 (%) (経 過措置 ペー ス)
[略]								
合計								

(記載上の注意)

[1～3 略]

[削る。]

(記載上の注意)

[1.～6. 同左]

[資本バットフナー比率のうちカウンタター・シクリカル・バットフナー比率]

エクス ポージ ヤーの 所在 国・地 域	当中間期末			前期末				
	カウン ター・ シクリ カル・ バット フナーの 水準の 計算に 用いた 各国・ 地域の 信用リ スク・ アセッ トの額 の合計 額(百 万円)	各国・ 地域の 金融当 局が定 める比 率(%)	適用さ れるカ ウンタ ー・シ クリカ ル・バ ットフ ナーア ー比率 (%)	適用さ れるカ ウンタ ー・シ クリカ ル・バ ットフ ナーア ー比率 (%) (経 過措置 ペー ス)	カウン ター・ シクリ カル・ バット フナーの 水準の 計算に 用いた 各国・ 地域の 信用リ スク・ アセッ トの額 の合計 額(百 万円)	各国・ 地域の 金融当 局が定 める比 率(%)	適用さ れるカ ウンタ ー・シ クリカ ル・バ ットフ ナーア ー比率 (%)	適用さ れるカ ウンタ ー・シ クリカ ル・バ ットフ ナーア ー比率 (%) (経 過措置 ペー ス)
[同左]								
合計								

(記載上の注意)

[1～3 同左]

4 「適用されるカウンタター・シクリカル・バットフナー比率 (%) (経過措置  
ペース)」は、平成 28 年 3 月 31 日から起算して 1 年を経過する日までの期  
間においてはカウンタター・シクリカル・バットフナー比率に 100 分の 25 を乗  
じて得た比率、平成 29 年 3 月 31 日から起算して 1 年を経過する日までの  
期間においてはカウンタター・シクリカル・バットフナー比率に 100 分の 50 を  
乗じて得た比率、平成 30 年 3 月 31 日から起算して 1 年を経過する日まで



の期間においてはカウンター・シクリカル・バッフナー比率に 100 分の 75 を乗じて得た比率をそれぞれ記載すること(小数点第 3 位以下を切り捨て小数点第 2 位までを記載)。

[加える。]

[連結自己資本比率の補完的指標である連結レバレッジ比率]

[同左]

(記載上の注意)

[1・2 同左]

第 2 [同左]

別紙様式第 4 号 (第 81 条第 4 項関係) (日本産業規格 A 4)

連 結 業 務 報 告 書

( 年 月 日から )  
( 年 月 日まで )

株式会社 商工組合中央金庫

年 月 日

殿

住 所

株式会社 商工組合中央金庫

代表取締役 氏 名 印

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次の

とおり報告します。

目 次

[第 1・第 2 同左]

(記載上の注意)

[1~4 同左]

第 1 ( 年 月 日から ) 事業概況書  
( 年 月 日まで )

[1・2 同左]

3 連結自己資本比率の状況

4 本表に定める各項目につき、該当する額が無い場合は行を削除せず、0 と記載すること。

[連結自己資本比率の補完的指標である連結レバレッジ比率]

[表略]

(記載上の注意)

[1・2 略]

第 2 [略]

別紙様式第 4 号 (第 81 条第 4 項関係) (日本産業規格 A 4)

連 結 業 務 報 告 書

( 年 月 日から )  
( 年 月 日まで )

株式会社 商工組合中央金庫

年 月 日

殿

住 所

株式会社 商工組合中央金庫

代表取締役 氏 名 印

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次の

とおり報告します。

目 次

[第 1・第 2 略]

(記載上の注意)

[1~4 略]

第 1 ( 年 月 日から ) 事業概況書  
( 年 月 日まで )

[1・2 略]

3 連結自己資本比率の状況

〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕

〔表略〕

(記載上の注意)

〔1. ～ 6. 略〕

〔資本バツプラー比率のうちカウンター・シクリカル・バツプラー比率〕

エクス ポージ ヤーの 所在 国・地 域	当期末				前期末			
	カウン ター・ シクリ カル・ バツプ ラーの 水準の 計算に 用いた 各国・ 地域の 信用リ スク・ アセツ トの額 の合計 額(百 万円)	各国・ 地域の 金融当 局が定 める比 率(%)	適用さ れるカ ウンタ ー・シ クリカ ル・バ ツプ ラーの バツプ ラー比 率(%)	適用さ れるカ ウンタ ー・シ クリカ ル・バ ツプ ラー(経 過措置 ペー ス)	カウン ター・ シクリ カル・ バツプ ラーの 水準の 計算に 用いた 各国・ 地域の 信用リ スク・ アセツ トの額 の合計 額(百 万円)	各国・ 地域の 金融当 局が定 める比 率(%)	適用さ れるカ ウンタ ー・シ クリカ ル・バ ツプ ラーの バツプ ラー比 率(%)	適用さ れるカ ウンタ ー・シ クリカ ル・バ ツプ ラー(経 過措置 ペー ス)
合計								

(記載上の注意)

〔1 ～ 3 略〕

〔削る。〕

〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕

〔同左〕

(記載上の注意)

〔1. ～ 6. 同左〕

〔資本バツプラー比率のうちカウンター・シクリカル・バツプラー比率〕

エクス ポージ ヤーの 所在 国・地 域	当期末				前期末			
	カウン ター・ シクリ カル・ バツプ ラーの 水準の 計算に 用いた 各国・ 地域の 信用リ スク・ アセツ トの額 の合計 額(百 万円)	各国・ 地域の 金融当 局が定 める比 率(%)	適用さ れるカ ウンタ ー・シ クリカ ル・バ ツプ ラーの バツプ ラー比 率(%)	適用さ れるカ ウンタ ー・シ クリカ ル・バ ツプ ラー(経 過措置 ペー ス)	カウン ター・ シクリ カル・ バツプ ラーの 水準の 計算に 用いた 各国・ 地域の 信用リ スク・ アセツ トの額 の合計 額(百 万円)	各国・ 地域の 金融当 局が定 める比 率(%)	適用さ れるカ ウンタ ー・シ クリカ ル・バ ツプ ラーの バツプ ラー比 率(%)	適用さ れるカ ウンタ ー・シ クリカ ル・バ ツプ ラー(経 過措置 ペー ス)
合計								

(記載上の注意)

〔1 ～ 3 同左〕

4 「適用されるカウンター・シクリカル・バツプラー比率(%) (経過措置ベース)」は、平成28年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バツプラー比率に100分の25を乗じて得た比率、平成29年3月31日から起算して1年を経過する日まで

<p>4 本表に定める各項目につき、該当する額が無い場合は行を削除せず、0と記載すること。        [連結自己資本比率の補完的指標である連結レバレッジ比率]        [表略]        (記載上の注意)        [1・2 略]</p> <p>第2 [略]</p>	<p>の期間においてはカウンター・シクリカル・バッフナー比率に100分の50を乗じて得た比率、平成30年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッフナー比率に100分の75を乗じて得た比率をそれぞれ記載すること(小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位までを記載)。        [加える。]        [連結自己資本比率の補完的指標である連結レバレッジ比率]        [同左]        (記載上の注意)        [1・2 同左]</p> <p>第2 [同左]</p>
<p>備考 表中の「」の記載は省略される。</p>	

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この命令は、令和二年三月三十一日から施行する。

### (経過措置)

第二条 この命令による改正後の経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（以下「新規則」という。）別紙様式第一号の規定は、この命令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する中間事業年度（株式会社商工組合中央金庫法（以下「法」という。）第五十一条第一項に規定する中間事業年度をいう。以下同じ。）に係る中間業務報告書（同項の規定による中間業務報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する中間事業年度に係る中間業務報告書については、なお従前の例による。

2 新規則別紙様式第二号の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書（法第五十一条第一項の規定による業務報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

3 新規則別紙様式第三号の規定は、施行日以後に終了する中間事業年度に係る中間業務報告書（法第五十一条第二項の規定による中間業務報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する中間事業年度に係る中間業務報告書については、なお従前の例による。

4 新規則別紙様式第四号の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書（法第五十一条第二項の規定による業務報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。